# 第9回合併協議会会議録

日 時 平成16年8月6日(金)午後2時00分~

場 所 広見町民会館 3階大会議室

広見町・日吉村合併協議会

第9回広見町・日吉村合併協議会 会議録									
1	招集日時	集 日 時 平成16年8月6日(金) 午後2時00分							
2	招集場所	広見町民会館 3階大会議室							
3	協議会の開閉時刻	開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時03分							
4	出席委員の氏名	世界							
5	欠席委員の氏名	宇和島地方局長  丹生谷 光 嘉							
6	職務のため出席 した者の氏名	顧問赤松泰伸顧問高山康人 広見町甲岡秀文 宇和島地方局山瀬喜良日吉村音地博							
7	出席した事務局職員の職氏名	事務局長       高田       正博       班員       渡邊       妙子         次長       家森       康之       班員       鷲見       寿徳         総務班長       松本       幸男       班員       布       正幸         計画調整班長       宮本       茂幸							
8	広見町・日吉村 合併協議会規約 第11条により 出席を求めた者 の職氏名								
9	傍聴人の数	3人							
10	協議事項	下記のとおり							
11	そ の 他								

# 第9回 広見町・日吉村合併協議会会議次第

- 日程第1 開 会
- 日程第2 会長あいさつ
- 日程第3 開議
- 日程第4 会議録署名委員の指名
- 日程第5 報告
  - (1) 報告第20号 新町建設計画に係る協議について
  - (2) 報告第21号 第3回新町町章候補選定小委員会報告について

# 日程第6 議案

(1) 議案第11号 合併の是非について

# 日程第7 その他

- (1) 広見町・日吉村合併経過報告について
- (2) 広見町・日吉村合併協定書について
- (3) 広見町・日吉村合併協定調印式について
- (4) 第10回広見町・日吉村合併協議会の日程について
- 日程第8 閉会あいさつ
- 日程第9 閉 会

次長

失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第9回協議会を開催 いたします。

開会に当たりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長

皆さんこんにちは。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し述べたい と存じます。

今日は台風あけ、何かとご多用の中を全委員さんのご出席を賜りまして誠にありがとうございます。なお、宇和島地方局長さんにおかれましては、他の公務のために今日はご出席がかないませんが、赤松、高山両県議先生におかれましては、ご出席をいただきました。よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。ありがとうございます。

さて、先日の台風10号でございますが、地域差があると申しますか、非常に近隣の町におかれましては、予想外の被害が出まして、心からお見舞いを申し上げたいと存じております。その後大変復旧にご苦労があったと思いますけれども、心から労をねぎらいたいと存じておる次第でございます。

さて、私どもの協議会もお蔭様をもちまして、着々と進行してまいりました。今日第9回の会でございますが、後ほどご提案いたします広見町・日吉村の合併の是非について、今日はご判断ご決定をお願いしたいわけであります。それをちょうだいいたしますと、今のところ後ほど事務局の説明ございますが、8月17日に知事さんの日程調整がつく様子でございますので、この会場で午後3時半から広見町・日吉村合併協議会の調印式に臨みたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

それを受けまして、8月23日というふうに予定いたしておりますが、お互いの町と村で臨時の議会を開かせていただきまして、今申し上げました 廃置分合に係るそれぞれの町村の議会の決定をちょうだいするという運び でございます。

それを受けまして、9月2日の予定でございますが、我々両町村長におきまして知事さんの方に、松山に出向きまして直接、廃置分合の正式な申請をあげる。そして9月の定例議会にかけていただくというふうな運びになるわけでございます。

もう今までに十分申し上げてまいりましたけれども、県内眺めましても数のうえでは1対1の合併でございますから、決して大きい合併ではないわけでありますけれども、ずっと以前から申し上げておりますように、人情、産業すべてとりましても、本当に類似点の多い地域でございますから、規模の大小にかかわらず、やはり良い合併だったなというふうな状況が生まれるべく、今後において最大限の努力をする必要があると思っております。

よく使われますことばに、小さくてもキラキラという話がございますが、我々の地域はさほどそういうふうなものを望んではおりません。恐ら

く地道ないわゆる地域に密着した、身の丈に合った地域づくりと、こういうものに専念すべきだというふうに思っておりますし、恐らく多くの方々も同感だろうというふうに思っております。

どうか今後におきましても、1月1日までまだ期間があるわけでありますけれども、残されております最後の問題等について、なお引き続いてご相談申し上げるやに思っておりますが、どうかひとつ変わらぬご支援をいただきますようにお願いを申し上げたいわけであります。以上開会に当たりまして、ご出席に感謝を申し上げましてごあいさつに代えますが、よろしくお願い申し上げます。

家森次長

では、協議会規約の規定によりまして、これからの会議進行は山本会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山本会長

それでは早速会議に移らせていただきますが、その前に本日の会議の会議録署名委員さんを指名させていただきたいと存じます。今期の署名委員には広見町の坂本末光委員、日吉村の馬木正雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続きまして報告が2件ございますが、最初に新町建設計画に係る協議で ございますがこの件について事務局の方から説明を求めたいと思います。

宮本班長

失礼をいたします。会議資料の1ページをお開きください。 報告第20号新町建設計画に係る協議について 新町建設計画に係る協議に ついて報告する。平成16年8月6日提出 広見町・日吉村合併協議会会長山 本雅之。

新町建設計画の内容につきましては、7月22日に行われました第8回合併協議会で説明をさせていただきまして、確認をいただき同日付で県に協議を行っておりました。次の2ページにありますように、7月27日付けで県知事から異議のない旨の回答をいただきましたのでご報告をいたします。以上でございます。

山本会長

以上のとおりでございますが、報告事項でもありますし、なお建設計画につきましては、先般の第8回協議会で内容ご説明申し上げておりますので、ご承認いただきたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長はい、ありがとうございました。

続きまして、報告第21号でありますが、第3回の新町町章候補選定小委員会が開かれております。この件について小委員長の酒井委員の方からお願いしたいと思います。

酒井委員長

それでは、座ったままで失礼いたします。

第3回の新町町章候補選定小委員会は、7月22日第8回合併協議会終了後、日吉村住民センターにおいて小委員会を開催いたしました。内容につきましては、公募しております新町町章の選定方法の確認をいたした次第でございます。これにつきましては、前回報告いたしましたとおりでございますが、専門知識をお持ちの広見町・日吉村両町村の小中学校さらに北宇和高等学校の美術に関係のある先生方9名でございます。その学校の先生方のご協力を得て行います、第1次選考の日時の確認をしたわけでございます。選考につきましては、8月6日本日でございます。隣の体育センターで朝9時から鋭意選定を行っていただきまして、午前中で選考を終わりました。現在全作品を隣の体育センターに展示したままでおいてあります。と申しますのは、或いは委員さんの中に見ておきたいという方がいらっしゃるかもわかりませんので、そのままにしております。

応募数ですが、1,076点。その中で氏名等の未記載等の無効作品が5件ありましたので、有効作品は1,071点でございます。壮観でございます。どうぞもしよろしければ、終わった後見ていただければ、ありがたいと思います

今後のスケジュールにつきましては、前回の合併協議会の折にも報告いたしましたが、本日選考してもらった作品の中から、合併協議会に提案いたします候補作品を小委員会で選定しまして、合併協議会に報告をしたいと思っております。第4回の小委員会につきましては、現在日程の調整中でございますが、今月の20日前後になろうかと存じます。合併協議会への提案につきましては、その小委員会で最終的に決定するわけでございますが、小委員会で候補が選定され次第、合併協議会委員の皆様に全部結果を報告いたしまして、委員の皆様それぞれ検討してもらって、できるだけ早い時期に協議会での決定をいただければいいんじゃないかということを考えております。一応含みおきいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

山本会長

ありがとうございました。ただ今報告をいただきました。鋭意着々と選考が進んでおるようでございますが、お伺いいたしましたことでご承認いただけましょうか。

全員 異議なし。

山本会長

異議が無いようでございますので、報告のとおり承認されました。 それでは議案に移らせていただきます。

議案第11号 合併の是非について 本案を議案として事務局から説明を し、ご審議を賜りたいと思います。 松本班長

失礼をいたします。会議資料の7ページをお開き願います。議案第11号合併の是非について提出する。平成16年8月6日提出 広見町・日吉村合併協議会会長山本雅之。合併の是非につきましては、これまでに61の協議項目のすべてをこの協議会におきましてご確認をいただき、建設計画につきましても先ほど報告のとおり、県の方からご回答をいただきました。そこで当合併協議会の担任事務として、広見町・日吉村合併協議会規約第3条第1号に規定しております、合併の是非を含めた2町村の合併に関する協議に関しまして、広見町及び日吉村の合併の是非を協議会として決定していただきたく提案するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

山本会長

以上で説明が終わりましたが、いよいよ我々の広見町・日吉村合併協議会の最終段階といいますか、いよいよ最終的に全委員によって意思を決定するわけでありますが、これは議論が分かれないとすれば、私は全会一致で決定したいと思うわけでありますが、まずご異議ございませんか、その方法について。もし、ご異議あれば伺うわけでありますが、無いようでありましたら全員のご承認を賜りたいわけでありますがいかがでしょうか。

全委員 (拍手)

山本会長 全員の拍手をちょうだいしたというふうに確認をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございました。いよいよ歴史的な第1歩といいますか瞬間を今終えたとこでございまして、非常にどういいますか感無量のものがあるわけでありますが、2年余りにわたりまして本当にいろいろな面がございました。ございましたけれども、大道的な立場に立って議論を戦わした結果は、今ご判断いただきましたような状況が生まれたわけであります。心から感謝を表しそして皆様方の労に心からお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

それでは今後残されております重要な案件が2、3ございますので、この件についてその他の項目を起こしておりますが、これについて説明を申し上げ、ご理解をいただきご協力を願いたいと思います。それでは事務局お願いいたします。

松本班長

失礼をいたします。それでは会議資料の最後のページになります。その他といたしまして、広見町・日吉村合併協議経過報告について、2 広見町・日吉村合併協定書について、3 広見町・日吉村合併協定調印式につ

いて その他第10回広見町・日吉村合併協議会の日程について としておりますが、このうちお手元にお配りしております合併協議経過報告、2の合併協定書 3の合併協定調印式についてご説明を申し上げます。

まず、今ほど全会一致で広見町と日吉村の合併にご賛同いただきましたので、早速ではありますが今後予定をしております、合併協定調印式関係について説明をさせていただいたらと思います。まず、1番目の広見町・日吉村合併協議経過報告につきましては、広見町と日吉村のこれまでの合併協議のあゆみにつきまして、協議会それから小委員会等についてその協議を行ってきた内容について、概要を取りまとめたものであります。この合併協議経過報告につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして2番目の資料をご覧いただきたいと思います。広見町・日吉村合併協定書についてということで、合併協定書平成16年8月17日広見町・日吉村となっております。この合併協定書につきましては、これまで広見町・日吉村合併協議会におきまして、協議・確認をしてまいりました61の協議項目について、確認された基本調整方針を1冊に取りまとめたものであります。この協定書に、最後15ページから後に広見町長及び日吉村長が署名をいたしまして、立会人として愛媛県知事のご署名をいただき、さらに県議の両先生、宇和島地方局長様、そして合併協議会委員の皆さんの署名をいただいて、協定書として完成するというものであります。

この協定書の内容につきましてご説明をいたします。なお、協定書を作成する都合上、各協議項目の頭に1番から順に番号を付しておりますので、合併協議会で確認したものと比較して、各協議項目の基本調整方針の頭に付していた数字番号を、大きい1から(1)、(1)を に訂正いたしましたのでご理解をお願いいたします。

それでは読み上げて説明とさせていただきます。

1 合併の方式

北宇和郡広見町及び同郡日吉村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月1日を目標とする。

3 新町の名称

新町の名称は、鬼北町(きほくちょう)とする。

- 4 新町の事務所の位置
  - (1) 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永800番地1 (現在の広見町役場)とする。
  - (2) 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。
  - (3) 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、2町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定する

ものとする。

(4) 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。

# 5 財産の取扱い

2町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。

- 6 町村議会議員の任期及び定数の取扱い
- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1 項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町 の議会議員として在任する。
- (2) 新町議会議員の定数は、16人とする。
- (3) 選挙区については、1選挙区とする。
- (4) 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の 例をもとに調整する。

## 7 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新町の選挙による委員の定数は、20人とする。また、報酬の額は、合併時に調整する。

#### 8 地方税の取扱い

- (1) 税率については、各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。
- (2) 納期については、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から、新たに納期を定めるものとする。
- (3) 納期前納付に対する報奨金については、1円未満切捨てにより算出した額とする。
- (4) 納税組合に対する納税奨励金制度は廃止の方向で検討する。
- 9 一般職の職員の身分の取扱い

広見町及び日吉村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。
- (3) 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。

- (4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から 類似団体及び地域の実情等を考慮の上、合併後速やかに調整す る。
- 10 地域審議会の取扱い

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4 第1項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。

各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

地域審議会の設置に関する事項

#### (設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名	称	設	置	X	域
広見地区地域署	合併前の広見町の区域				
日吉地区地域署	<b>露議会</b>	合併前の	日目	計付	)区域

#### (設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

## (所掌事務)

- 第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
  - (1) 新町建設計画の変更に関する事項
  - (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
  - (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
  - (4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
  - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べる ことができる。

#### (組織)

第4条 審議会は、委員15人以内を持って組織する。

#### (委員)

- 第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事 務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。
  - (1) 公共的団体の役職員
  - (2) 学識経験者

## (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1 以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

#### (庶務)

第9条 会議の庶務は、企画を担当する課において処理する。

#### (雑則)

- 第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。
- 11 新町建設計画 新町建設計画を別冊のとおり定める。
- 12 特別職の身分の取扱い

特別職の職員(町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。) については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めると ころに従い、次のとおり調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (2) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

- (3) 審議会・委員会等の附属機関については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- (4) その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要 のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- (5) 新町の長の職務執行者については、合併までに2町村の長が別に協議して定めるものとする。

#### 13 条例、規則等の取扱い

広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例・規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。条例、規則等の制定については、次の方法による。

- (1) 2 町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容 調整を行う。
- (2) 1町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に 従って内容調整を行う。
- (4) 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の 区分による。

合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。

町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で 逐次可決し、制定、施行させるもの。

各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により 一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するもの。

#### 14 組織及び機構

(1) 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の庁舎を有効活用したものとする。

日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。

現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。

- (2) 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (3) 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

## 【新町における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を 最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただ し、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等 の適正化を図るものとする。

住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構

住民の声を適正に反映できる組織機構

簡素で効率的な組織機構

新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構

指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構

地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機

構

本庁と支所からなる組織機構

- 15 一部事務組合の取扱い
  - (1) 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
  - (2) 鬼北土地開発公社については、新町として、引き続き加入するものとする。
- 16 使用料、手数料の取扱い
  - (1) 事務手数料等については、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則から合併時に統一する。
  - (2) 施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。ただ し、類似する施設の使用料については、新町において引き続き検討す る。
  - (3) 水道料金については、現行どおりの料金体系とし、日吉村にある小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。
  - (4) 水道加入金については、広見町の例による。
  - (5) 水道業務に係る手数料については、合併時に統一を図る。
- 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等について、各団体の事情を尊重しながら、新町での一体 性を確保するため、統合に向け働きかける。

- (1) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助 言、指導等をもとに、そのあり方について協議していく。
- (2) 商工会、森林組合及び社会福祉協議会については、統合に向けた協議をされるよう働きかける。
- (3) 社会福祉団体、産業経済団体、教育関係団体等については、統合するよう調整に努める。
- (4) 独自の目的を持った団体については、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。

(5) 消防団については、次による。

消防団の名称及び区域は、合併時に統合し、分団編成、所轄区域の見直しを行い、併せて出動指令体制を構築する。

消防団の団員である者は、すべて新町に引き継ぐものとするが、 任命要件を新町で新たに定め、随時定員の適正化に努める。

消防機械器具は、すべて新町に引き継ぐ。

消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、合併時に新町として新たに協定を締結する。

消防委員会は、新たに組織する。

消防団に関するその他必要な事項は、合併時に調整を図る。

18 補助金、交付金等の取扱い

現在の2町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平的な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとする。

19 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構(区長・組長制度等)については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から調整する。

20 町字名の取扱い

大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。

- 21 慣行の取扱い
  - (1) 町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。
  - (2) 町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。
  - (3) 名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。
- 22 各種事務事業の取扱い
- 22 1 議会業務の取扱い

議会業務については、新町に移行後速やかに調整する。

- 22 2 企画業務の取扱い
  - (1) 地域活性化助成事業については、新町において新たに制度を定める。
  - (2) 地域交通体系については、新町において十分な計画により構築を 図るものとする。
  - (3) 若者定住住宅奨励金制度については、新町において新たに検討する。

- (4) 集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について新たな基準を設ける。
- (5) 国際交流事業については、基本的に新町に移行後速やかに調整する。なお、広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (6) その他の企画業務については、各種計画の策定をはじめ、新町に移行後速やかに調整する。

## 22-3 広報広聴業務の取扱い

- (1) 広報誌は現在の広見町の規格と同等とし、毎月1回発行し情報公開 に努める。
- (2) ホームページについては、住民ニーズを第一とした内容で作成す る。
- (3) 新町移行後、住民の意見・提言を幅広く受け入れるため、地域懇談会の開催をはじめとする広聴業務の推進を図る。

#### 22-4 財政業務の取扱い

財政業務については、新町において安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努める。

## 22 - 5 管財業務の取扱い

- (1) 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。
- (2) 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。

#### 22-6 総務人事業務の取扱い

- (1) 情報公開制度については、合併時に統一する。
- (2) 地縁団体については、広見町の例により新たに制度を定める。
- (3) 嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。
- (4) その他の総務、人事にかかる業務については、合併時に統一する。

#### 22-7 防災交通業務の取扱い

- (1) 消防施設の整備については、広見町の例により、新町移行後、事業内容、補助率などの調整を図る。
- (2) 防災行政無線については、新町に移行後もしばらくの間は現行機器を使用し、耐用年数等を考慮しながら調整を図る。
- (3) 防犯灯設置については、広見町の例により設置し、維持管理については地元負担とする。
- (4) 地域防災計画については、新町移行後新たに策定する。
- (5) 交通安全指導員については、新町に移行後、速やかに調整する。
- (6) 交通安全施設については、広見町の例による。

#### 22 - 8 電算業務の取扱い

電算業務については、合併によって住民サービスが低下しないよう 十分に配慮したネットワークを構築する。なお、2町村の現在の業務 内容を調査し、合併時点から運用する業務と、合併後に整備する業務 に分類し、十分な計画のもとに統合を図るものとする。

#### 22 - 9 税務業務の取扱い

- (1) 納税組合は、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 口座振替制度については、新町においても引き続き推進するものとする。なお、振替日については広見町の例による。
- (3) 所得申告受付については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (4) その他の税務業務については、新町に移行後速やかに調整する。

## 22 - 10 出納業務の取扱い

- (1) 指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。
- (2) 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。
- (4) その他の出納業務については、原則として現行どおりとし、随時 調整を図るものとする。

## 22 - 11 選挙管理委員会業務の取扱い

- (1) 投票区については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) ポスター掲示場については、新町において調整する。
- (3) 期日前投票所については、合併時には現行のとおりとし、新町に移行後随時調整する。
- (4) 開票区については、1 開票区とする。

#### 22 - 12 監査委員業務の取扱い

監査委員業務については、監査委員の活動に支障がないよう担当部 署等の調整を行う。

#### 22 - 13 地籍調査業務の取扱い

地籍調査業務については、現行のまま新町に移行し、新町において 統合を行う。

#### 22 - 14 農政業務の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。
- (2) 生産調整事業については、制度により新町において調整を行う。
- (3) 特産品開発については、現在の特産品を引き継ぐとともに、新町において統一した特産品の開発を行う。
- (4) 青空市、物産販売所については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。

- (5) 肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (6) 各種事業補助については、新町移行後一体性の確保を確立するため、各事業補助内容を精査し、新町において統一をする。
- (7) 中山間直接支払事業については、5年間の時限的事業であるが、 日吉村の単独補助金は補助金の公平性の原則から、17年度分は廃 止する。

## 22 - 15 林業業務の取扱い

- (1) 林道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 林業振興事業については、合併までに内容を精査し、合併後調整 を行う。

#### 22 - 16 農業土木業務の取扱い

- (1) 農業基盤整備事業については、実施地域の状況に応じ最適の事業 制度で実施する。
- (2) 農道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。

#### 22 - 17 水産業務の取扱い

水産業務については、内水面漁業の放流事業であり、広見川の水産資源確保のため、現行のまま新町に引き継ぐ。

# 22 - 18 商工観光業務の取扱い

- (1) 中小企業振興資金融資制度については、広見町の例により制度を設ける。
- (2) 中小企業制度資金利子補給制度については、補助率の見直しを行い、平成17年分から適用する。
- (3) 企業誘致促進に係る制度については、広見町の例により制度を設ける。
- (4) 観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整 を行う。

#### 22 - 19 建設業務の取扱い

- (1) 各種事業、工事等に係る分担金については、新町において新たに制度を定める。
- (2) 建設課直営班は、原則として新町に引き継ぐこととするが、組織・勤務体制等については、新町移行後、速やかに調整を図る。
- (3) 里道管理については、新たに制度を設ける。
- (4) 公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について は新たな基準を設ける。
- (5) その他の建設業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。

#### 22 - 20 都市計画業務の取扱い

都市計画区域は、現広見町地域内の一部のみ指定されており、業務 については現行のまま新町に引き継ぐ。

#### 22 - 21 用地業務の取扱い

道路及び公共用地の取得については、新町に移行後、速やかに調整する。

# 22 - 22 水道業務の取扱い

- (1) 給水施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 広見町の水道企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計について は、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 検針及び料金徴収については、現行のまま新町に引き継ぐ。

## 22 - 23 農業委員会業務の取扱い

農業委員会業務は、現行のまま新町に引き継ぐ。

# 22 - 24 下水道業務の取扱い

- (1) 公共下水道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 農業集落排水事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については、広見町の例による。
- (3) 浄化槽設置整備事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、要綱については、広見町の例により新たに定める。
- (4) 浄化槽市町村整備推進事業については、現状のまま新町に引き継ぐ。

## 22 - 25 戸籍住民業務の取扱い

- (1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の各業務については、基本的に現行とおり新町に引き継ぐこととするが、各種様式の類については、現行広見町の様式に倣ったものを新たに作成する。
- (2) 住民窓口としては、本庁でのサービスを基本とし、支所、連絡所での各種届出、証明書等の発行など、更なる住民サービスの向上を目指すものとする。
- (3) 祝い金制度については廃止する。ただし、新町移行後、当該制度の内容を再検討し、必要に応じ新しく制度を定める。

# 22 - 26 国保業務の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率は、合併年度は旧町村の例によるものとし、平成17年度から統一した率を設定する。
- (2) 国民健康保険税の納期については、平成16年度は旧町村の例によるものとし、平成17年度からは全8期とし、地方税の納期を十分に勘案し、一時期に負担が集中しないよう調整をする。
- (3) 国民健康保険の保健事業については、基本的に広見町の例による。
- (4) その他の国民健康保険業務については、国民健康保険事業の健全 な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設 置し、それぞれ定めるものとする。

#### 22 - 27 年金業務の取扱い

年金業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

## 22 - 28 介護保険業務の取扱い

- (1) 介護保険業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐこととする。
- (2) 介護保険料(1号被保険者)については、平成18年度から新たな保険料を定めるものとする。
- (3) 介護認定審査会は松野町及び新町で新たに設置する。

#### 22 - 29 保健業務の取扱い

保健業務については、町民の健康づくり推進のため、更なる事業の 充実を目指すように調整を図る。

# 22-30 高齢者福祉業務の取扱い

- (1) 敬老祝い金は廃止の方向で検討する。ただし、対応策として、介 護手当支給制度を充実させる方向で検討する。
- (2) 敬老会(敬老行事)については、70歳以上の高齢者を対象とする。なお、開催範囲は新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。
- (3) 高齢者福祉にかかる各種事業については、内容を充実し新たに制度を設けることとする。

## 22 - 31 社会福祉業務の取扱い

- (1) 新町の障害者福祉計画については、平成18年度分から策定する。
- (2) 民生児童委員協議会については、新たに組織する。

#### 22 - 32 社会福祉協議会業務の取扱い

社会福祉協議会については、社会福祉法人として独立した活動を行っているが、高齢者福祉、障害者福祉など、行政上の必要な情報を福祉業務と共有していることから、今後も連携を保ち地域福祉の充実を図る。

# 22 - 33 児童福祉業務の取扱い

- (1) 児童手当及び貸付金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 保育所については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 保育所の保育時間、休日の取扱いについては、広見町の例により 統一する。
- (4) 特別保育事業については、各施設(地域)の実情に応じた事業を取り入れることとする。
- (5) 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度から 新たに制度を設け、統一を図ることとする。

# 22 - 34 人権業務の取扱い

(1) 人権対策事業に関しては、人権教育及び人権啓発に関する法律に 則って、人権教育業務と連携をとり、人権尊重思想の普及高揚を図 ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する。

- (2) 人権条例については、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新町において新たに制定する。
- (3) 貸付事業は、償還に関する業務について、現行のまま新町に引き継ぐ。

# 22 - 35 環境衛生業務の取扱い

- (1) ごみ収集方法等については、新町において新たな制度を設けるものとする。
- (2) ごみ収集箱補助、生ごみ処理機補助については、各補助事業の内容を十分考慮し、調整を図るものとする。
- (3) 最終処分場については、宇和島地区広域事務組合で計画している 鬼北地区廃棄物最終処分場の稼動時までは、広見町の現処分場を活 用する。
- (4) し尿処理、汚泥運搬及び浄化槽清掃については、新町で策定する 一般廃棄物処理計画に基づき実施する。
- (5) 日吉村火葬場については、広見斎場の区分、利用料に統一する。

#### 22 - 36 診療所業務の取扱い

診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとする。

# 22 - 37 学校教育業務の取扱い

- (1) 小・中学校区については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。
- (2) 児童生徒の通学補助については、児童生徒の通学状況及び公共交通機関の状況を十分に勘案し、新たに制度を設ける。
- (3) スクールバス運行については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (4) 学校給食については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (5) 学校開放については、基準を統一する。
- (6) 奨学資金については、新たに制度を設け、平成17年度就学者から適用する。

# 22 - 38 社会教育業務の取扱い

- (1) 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2) 公民館については、新町において中央公民館を設置する。現在の 広見町中央公民館は廃止し、それ以外の公民館を地区館とし、分館 については現 行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 各種講座については、公民館を中心に開催されており、各公民館の主体性により実施する。
- (4) 人権教育については、新町の教育委員会において教育方針を策定

しそれに基づき実施する。

(5) 成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。

# 22 - 39 社会体育業務の取扱い

- (1) 町村民運動会(体育祭)については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) スポーツ大会(行事)については、現在行われているもののうち、継続、廃止の問題を含めて、新町に移行後、速やかに調整する。

# 22 - 40 文化芸術業務の取扱い

- (1) 文化祭(展示、芸能発表)及びその他の文化行事については、開催方法の検討が必要であるため、新町に移行後、速やかに調整する。
- (2) 国・県指定文化財調査及び整備事業については、現行のまま新町 に引き継ぐこととする。
- (3) 町村指定の文化財については、新町において新たな制度を設けることとする。

以上が合併協議会で協議確認したものの内容です。1枚めくっていただきまして15ページになりますが、調印書といたしまして、広見町及び日吉村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく広見町・日吉村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。平成16年8月17日ということで、ここに8月17日調印式の当日広見町長、日吉村長がそれぞれ署名、押印をしていただきます。

1枚めくっていただきまして、16ページになりますけれども、ここで立会人として愛媛県知事、それから合併協議会の顧問であります両県議先生に署名をいただきまして、その後宇和島地方局長に署名をいただきます。その後、17ページ18ページに広見町それから日吉村の合併協議会の委員さん方に立会人の署名を順番にしていただくというものが、合併協定書の内容であります。

なお、8月17日の調印式の当日は、時間の都合もありますので今ほど読み上げました合併協定書の内容説明については簡潔に行いたく、協定書1番の合併の方式から21番の慣行の取扱いまでを、その概要のみを説明させていただいたらと思っておりまして、22番から後の各種事務事業の取扱いについては、説明を省略させていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは続けてになりますけれども、3番目の広見町・日吉村合併協定 調印式についてということで、3番目の資料を見ていただいたらと思いま す。これにつきましては、広見町・日吉村合併協定調印式次第ということ でお配りしております。調印式の日時につきましては、再々申し上げてお りますとおり、8月17日火曜日午後3時30分からこの場所広見町民会館3階 大会議室で行います。内容につきましては、1開式の辞といたしまして、 広見町・日吉村合併協議会副会長松浦甚一広見町長が開式の辞を述べま す。次に2会長あいさつ、協議会会長山本雅之、3合併経過報告といたし まして、先ほどお目通しいただきました経過報告を、協議会事務局長高田 が報告をいたします。そして4番目としまして合併協定書の調印というこ とになろうかと思いますが、まず最初に(1)といたしまして、協定書の説 明を行いますけれども、時間の都合もありますし今ほど申し上げましたと おり、概要のみ簡潔に説明させていただいたらと思います。その後(2)か ら協定書の調印ということになりますが、最初に広見町・日吉村2町村長 の署名及び押印。次に立会人として愛媛県知事、それから両県議先生に署 名をいただきます。その後(4)として協議会全委員さんの署名をいただき ます。これにつきましては、当日事務局のほうでアシスタントをかまえて おりますので、アシスタントが協定書の方を机の方に持って行きますの で、それに署名をしていただくという形になろうかと思います。これにつ きましては、調印式当日若干早めにご案内をいたしますので、その時に再 度確認をするための説明をしたいと思いますので、よろしくご協力をお願 いしたいと思います。

5番目としまして、来賓祝辞愛媛県知事加戸守行様、それから名前入れておりませんけれども、愛媛県議会議長越智忍様に来賓祝辞をお願いしております。最後6番目といたしまして、閉式の辞ということで副会長松浦町長の閉会の辞で終わります。なお調印式終了後、委員全員で記念撮影をする予定にしておりますので、8月17日当日、恐らく暑くなろうかと思いますけれども、背広、ネクタイで統一して写真を撮りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、資料2枚目に合併協定調印式当日の座席表を、配席表と書いておりますが、お配りしております。ちょっと文字が小さいですけれども、これまで協議会で座られた座席の位置とは違いますので、また良く見ておいていただいたらというふうに思います。これにつきましては、合併協定書に立会人の署名をいただくことになりますけれども、その署名をしていただく順に座っていただくという形をとっておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、調印式が終わり、記念撮影も終わりましたらその後、5時30分からJAえひめ南鬼北中央支所3階コスモホールの方で祝賀会を催すことにしておりますので、そちらの方にも顧問の両先生はじめ委員の皆さん方全員出席をお願いしたらというふうに思っております。なお、祝賀会の内容につきましては、事務局の方に一任をしていただきますようお願いを申し上

げます。なお、8月17日の調印式の開催通知につきましては、週明け早々にも郵送いたしますので、日程の調整方よろしくお願いいたします。調印式につきましては、必ずご出席していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、先ほどちょっと触れましたが、8月17日当日は打ち合わせ等も再確認したいので、午後3時までに集合していただくよう通知をするつもりでおりますので、またその辺の日程調整もお願いしたらと思っております。

以上1・2・3については、早口で説明いたしましたけれども、以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山本会長

以上で説明が終わりましたが、開会から1時間ばかり経っておりまして、お疲れと思いますけれども、よろしければ続けて皆さん方のご意見伺って決定したいと思うわけでありますがご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長

それでは、ただいまから今の説明に対するご質疑・ご意見等ありました らお伺いしたいと存じます。

協定書につきましては、事務局申し上げましたように、今年1月から以 降皆さん方で協議いただきました内容と全く同一でございます。

一応今日の説明でご了解いただけますでしょうか。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長

ありがとうございました。格別ご意見無いようでございますので、その他の案件の1から3につきましては、事務局説明のとおり承認されたというふうに取扱いをさせていただきます。

続きまして、その他の4 第10回広見町・日吉村合併協議会の日程について、事務局の説明を求めたいと思います。

松本班長失礼いたします。

第10回の協議会につきましては、すべての協議項目が終わりましたので今後の開催予定につきましては、随時必要に応じて開催するということにさせていただいたらと思っております。ただし、先ほど言いましたように8月17日が合併協定調印式ですし、23日には広見町・日吉村両町村で議会が開催される予定になっております。この廃置分合の議決がありましたらそれを持ちまして9月2日に愛媛県知事の方に合併申請書を手渡すということにしておりますので、あとそれ以後9月、10月、11月、12月の4ヵ月しか

ありませんが、その間必要な折に早めに開催通知を出しますので、またよろしくご出席の程お願い申し上げます。

以上、4番目の第10回広見町・日吉村合併協議会の日程についての説明とさせていただきます。

#### 山本会長

以上でその他の4の第10回広見町・日吉村合併協議会の日程の説明が終わりました。随時ということになっておりますが、性格上止むを得んのかなと思っておりますが、そういうことでご協力をお願いしたいと存じます。なお、先刻酒井委員長さんの方からありましたように、町章の選考がございますので、それが煮詰まりましたら事務局と調整とっていただきまして、全体の会を開いていただくというふうになると思っております。

以上で予定されました案件はすべて終わるわけでありますが、この際何かございませんか。無いようでございましたら閉会のあいさつを副会長の松浦町長さんの方からお願いしたいと存じます。

#### 松浦副会長

失礼をいたします。

大変、休みもなしに強硬な会議を進めさせていただきましたけれども、それにも関わりませず、現在まで慎重にご審議をいただきました結果、全会一致でご承認をいただきました。後手続については事務局あるいは会長さんの方からお話があったとおりでございまして、後事務的な手続だけということになっております。皆さん方には本当にこの7カ月余り、大変ご苦労をおかけいたしました。今日めでたく協議会としての基本的な承認をいただきました。大変ありがたく、心から感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、いつも申し上げておりますように、これで合併ができたということではございません。将来的にやはり合併する鬼北町にいかに夢を繋いでいくかということが、一番大事なことであろう。その中で歴史的なこの合併協議会の委員として携わらせていただきました私たちにとっては、なお責任の重いところだというふうに理解をいたしております。今後とも引き続いて、よろしくお願いをいたします。簡単でございますけれども、今日の会はこれで閉じさせていただきたいと思います。ご協力誠にありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人